平成２２年（フ）第１６９号
岩手県花巻市二枚橋町南１丁目38番地、前住所秋田市横森２丁目12番15号　ライフヒルズかまだＤ棟103号
債務者　中村　一博
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部
平成２３年（フ）第８号
岩手県花巻市大迫町外川目第３地割13番地１、前住所岩手県花巻市葛第１地割86番地１
債務者　葛巻　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部
平成２３年（フ）第４８号
福井県勝山市郡町１丁目１番27号４
債務者　中沢　　達
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第９１号
福井県鯖江市柳町２丁目７番16号
債務者　大塚　哲男
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１０３号
福井県勝山市旭毛屋町3413番地
債務者　水野　友洋
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１０４号
福井県勝山市旭毛屋町3413番地
債務者　水野　沙織
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１０６号
福井市福２丁目1908番地　シティパークＦＫⅡ101
債務者　石田　拓也
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１１３号
福井市加茂河原２丁目４番28号　信開トピア足羽606号室
債務者　**若**林　好子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第８６号
長野市丹波島３丁目845番地１　リンピアハピネス202
債務者　田中　　香（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１４８号
兵庫県川西市新田２丁目11番10号、前住所兵庫県川西市矢問２丁目３番３号
債務者　森理恵子こと　森　理惠子(旧姓鳥居)
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部
平成２３年（フ）第２５６号
兵庫県尼崎市大物町２丁目６番21―502号
債務者　友田　敬子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第２８７号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町２丁目15番26号工藤方
債務者　秋永タカ子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第２９５号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番４―106号、前住所兵庫県姫路市飾磨区若宮町27番地４
債務者　坂本　宣司
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第２９７号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目26番39号嘉勢文化101
債務者　坂野　直美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第３００号
兵庫県尼崎市額田町18番12―203号
債務者　前田　宜輝
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第３０１号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目７―25、住民票上の住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西３丁目８番20号
債務者　小川　真希
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２３年（フ）第３２２号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町13番49―303号
債務者　松葉　誠治
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係